

平成30年度答申第4号

平成30年12月11日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純 一 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の開示決定に対する審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年8月28日付け松教生企第174号をもって諮問のあった「松戸市情報公開条例に基づく非開示決定処分（平成30年1月22日付け松教学学第694号）やそれに係る開示請求や審査請求に関して、松戸市教育委員会と私とで電話をしたことに関する情報一切。たとえば、電話についての記載、録音、私や担当者の発言などがわかる文書、通話記録など、請求書へのメモなど。」（以下「本件個人情報の記録」という。）に係る個人情報開示決定処分（平成30年4月24日付け松教学学第33号。以下「本件処分」という。）に対する平成30年7月9日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審議会の結論

本件処分を取り消した上で、不存在による非開示決定とすべきである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年4月11日、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件個人情報の記録について開示請求をした。
- (2) 処分庁は、同年4月24日、本件個人情報を記録した文書について、その全部を開示する決定を行い、審査請求人に通知した。なお、個人情報開示決定通知書には、処分に不服がある場合の教示はなかった。
- (3) 審査請求人は、同年7月9日、本件処分が不服であることを理由に、審査請求をした。

3 審査請求人の主張

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、文書を特定した上で、情報の全部の開示を求める。
- (2) 公益上の理由による裁量的開示を求める。
- (3) 全部開示の場合も教示文の付記を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通話記録のメモ等はなく、録音もない。決裁文書等にメモ書き等はないことを確認してもらうため、決裁文書等を全部開示した。
- (2) 全部開示の場合は処分の相手方は本来不服がないのであるから、教示を行う必要はない。
- (3) 裁量的開示については、条例に規定がなく、主張自体失当である。

5 審議会の判断

(1) 個人情報の開示について

何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる（条例第10条）。

処分庁は、開示請求に係る個人情報の記録の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を個人情報開示決定通知書又は一部開示決定通知書により通知しなければならない（条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第1項）。

また、個人情報の記録の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報の記録を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を個人情報非開示決定通知書により通知しなければならない（同条第2項）。

(2) 審査請求について

開示決定、一部開示決定及び非開示決定（存否応答拒否及び不存在を含む。）はいずれも行政庁の処分に該当するため、当該処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、審査請求をすることができる（同法第2条）。ただし、処分についての審査請求は、期間制限があり、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない（同法第18条第1項）。

条例においても、個人情報の記録の開示の請求に対する処分に不服のある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求をすることができること（第12条第1項）を規定するが、本件審査請求は、当該審査請求期間内のものである。

(3) 本件処分について

本件開示請求書の記載内容を検討すると、開示請求者は、本件個人情報の記録、すなわち「松戸市情報公開条例に基づく非開示決定処分（平成30年

1月22日付け松教学学第694号) やそれに係る開示請求や審査請求に関して、松戸市教育委員会と私とで電話をしたことに関する情報一切。たとえば、電話についての記載、録音、私や担当者の発言などがわかる文書、通話記録など、請求書へのメモなど。」の開示を求めている。

そして、松戸市教育委員会は、開示請求者との通話に関し、記録のメモ等はなく、録音もしていないこと、したがって、本件個人情報の記録を保有していないことが認められる。

そうすると、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に基づき、不存在を理由として、非開示とすべきである。

処分庁は、開示請求の対象となる個人情報の記録(当該個人のものに限る。)としては、本件文書が全てであり、それ以外に当該個人情報を記録した文書はなく、また、開示請求者にとっては、本件文書の開示を受けることにより、対象となる個人情報の記録がないことが確認できるため、その全部を開示決定したことを主張する。

対象となる個人情報の記録がないことが確認できる資料を提供すること自体は、市民サービスとしてあながち否定されるべきものではないが、本件文書が本件個人情報の記録ではない以上、本件文書の提供をもって、本件個人情報の記録を開示したということとはできないといわざるを得ない。

(4) 裁量的開示について

条例には、裁量的開示に関する規定はないし、そもそも、処分庁においては、本件個人情報の記録を保有していない以上、それを裁量的開示する余地はない。

6 審議会の結論

本件処分を取り消した上で、不存在による非開示決定とすべきである。

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 8月28日	諮問書の受理
平成30年 9月27日	第1回審議会（審議） 諮問の報告
平成30年 9月28日	審査請求人による反論書提出
平成30年10月26日	第2回審議会（審議） 市の機関による弁明書の説明
平成30年12月11日	第3回審議会（審議）